

## 第 12 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 6 月 29 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 5 時開会 午後 6 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人  
1 番 小原孝志      2 番 畑山一郁      3 番 鈴木英博      4 番 佐藤美頭雄  
5 番 佐々木辰善      6 番 寺崎秀子      7 番 相澤峰基      8 番 森脇豊仁  
9 番 小川一也      10 番 山崎禎彦      11 番 斉藤哲子      12 番 北村浩光  
13 番 舟根 禎      14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 10 番 山崎禎彦、11 番 斉藤哲子
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 4 号 農用地利用配分計画 (案) について  
議案第 5 号 農用地利用集積計画の要請について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 12 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、10 番委員、11 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。  
番号が 4 番、5 番の 2 件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
位置図は 5 頁から 7 頁までに載せてありますので、ご確認願います。  
  
続きまして、議案 8 頁をご覧ください。  
報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」でございます。  
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。  
議案は 9 頁、10 頁をご覧ください。  
番号が 25 番から 27 番までの 3 件でございます。  
25 番は経営移譲に伴う合意解約です。  
26 番、27 番は、売買に伴う合意解約です。  
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。  
  
続きまして、議案 12 頁をご覧ください。  
報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (4) ①に規定する農業経営改善計画認定申

請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 13 頁、14 頁をご覧ください。

番号が 7 番から 10 番までの 4 件の申請がありました。

全て、更新に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 17 頁、18 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した更新による 4 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりです。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、農地等の権利移転の許可申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について、審議を求めるものでございます。

議案は 21 頁、22 頁をご覧ください。

番号が 4 番、5 番の 2 件の許可申請がありました。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 23 頁、24 頁に載せてありますのでご確認ください。

4 番、5 番ともに規模拡大による買受でございます。

4 番については本日、報告第 2 号で報告しました 26 番の賃貸借の合意解約後の売買です。

また、5 番について、譲渡人の規模縮小による売却、譲受人は規模拡大による買受で売買になっています。

農地法第 3 条の許可要件については、議案 25 頁、26 頁の調査書のとおりでございます。

調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第7議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案28頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の可否について、審議をお願いします。

議案は29頁、30頁になりますのでご覧ください。

2番で、農地1筆に関する許可申請です。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は農家住宅の建築で、計画の内容は62.8㎡の住宅です。

転用基準の区分は、現在、農用地区域内の除外の手続き中ではありますが、手続き完了後、甲種農地になります。

許可理由については、記載のとおりで農家住宅の建築による転用であることから、基準を満たすものと判断します。

手続き完了後、農振地域内、農用地区域外となり、都市計画は、都市計画内で市街化調整区域です。

なお、土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図は31頁、本日、配布資料の黄色の付箋のカラーの位置図ですので、ご確認ください。

議案32頁から35頁までは農地法第5条転用に係る調査結果で、可否についてのチェックをし、転用についての基準を満たすものと判断しているところです。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本案件は、平成28年3月8日付け「農地法第4・5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の1の(2)いわゆる農家住宅に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものとする。

また、許可相当とした場合、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更後に許可するものとしていま

す。

この案件につきましては3番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

3番委員  
議長

私の関係する案件ですので退席します。

はい、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員  
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員  
議長

全員挙手

はい、それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

3番委員  
議長

着席

続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案36頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が37頁、38頁になります。

番号が52番から55番までの4件でございます。

案件の52番から54番までは、農地中間管理事業により農地中間管理機構である北海道農業公社を通じて、利用権を設定する案件です。

北海道農業公社からの利用権の設定先については、次の議案第4号で審議いたします。

また、位置図については、43頁から45頁までに載せてありますのでご確認ください。

55番は、鷹栖町農用地利用調整協議会を通じた賃貸借の案件で、本日、報告第2号で報告しました25番の経営移譲に伴う合意解約後の新規賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は39頁に載せてありますのでご確認ください。

本日配布しました赤の付箋の2枚目以降に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査書で内容を確認しています。

説明は以上です。

議長 はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第9議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、40頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は41頁、42頁になります。

番号が9番から11番で3件ございます。

利用権を設定する農用地は記載のとおりです。

利用権を設定する者は公益財団法人北海道農業公社です。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、経営地は記載のとおりです。

設定する権利の内容は賃貸借で平成40年12月31日までの10年間の賃借権を設定することとなっています。

対価は記載のとおりです。

位置図は、議案43頁から45頁までに載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長 はい、議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第4号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案46頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計

画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 47 頁、48 頁になりますのでご覧ください。

番号が 5 番の 1 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は、49 頁に記載していますのでご確認ください。

この案件につきましては、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いいたします。

議長 この案件につきましては、水稲ハウスを建設したいということで、急ぐことになりました。

あっせん回数 2 回、単価は反当 224,100 です。

成立価格につきましては、記載のとおりです。

議長 それでは、議案第 5 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、今回は定例会と併せて、あっせん申出地の評価を計画しています。

議案に 7 月 25 日と記載していますが、この日が都合悪いということで 26 日の 8 時 30 分から定例会を行い、終わり次第、現地評価を予定しております。

現時点で、評価する件数が 15 件程で、午前、午後、昼食を含め、1 日を要すると見込んでいます。

26 日水曜日の 8 時 30 分からで、よろしいでしょうか。

委員 無しの声

議長 第 13 回定例会は、7 月 26 日 8 時 30 分から定例会でよろしく申し上げます。

事務局長 2 の農業委員会道外研修についてですが、地域農業推進会議と合同で、11 月上旬で計画しており、視察先は、表にあります 5 か所を検討しています。

視察先又は研修内容で、ご要望がありましたら、お知らせ願います。

農業委員会といたしまして、この視察先と併せて、農業委員会業務に関連する視察先の検討もしていますので、よろしくお願いします。

事務局長  
主事

3の小規模な農地の取得について説明。

4の農地移動適正化あっせん申請状況についてですが、本日配布しました青の付箋の部分をご覧いただきたいのですが、本日まで20件の申出を受け付けています。

その内、今日の案件含めて4件については、成立しています。

議長  
委員  
議長

みなさんから何かありますか。

無しの声

それでは、以上をもって第12回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。